

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第84号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第36条各号列記以外の部分中「貸し付け」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 物品を貸し付けようとするときは、その条件、内容等について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。ただし、前項第1号から第4号までに掲げる物品その他会計管理者が協議の必要がないと認める物品については、会計管理者との協議を省略することができる。
- 3 物品を貸し付ける旨の決定をしたときは、その内容を物品出納員に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(会計室)